

春日部市総合福祉センター条例の一部を改正する条例

春日部市総合福祉センター条例（平成17年条例第86号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(施設) 第3条 (2) 春日部市心身障害者（児）福祉センター （身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号） <u>第28条第2項</u> に規定する <u>身体障害者社会参加 支援施設</u> 及び言語障害児等指導訓練を行うた めの施設。以下「障害者福祉センター」とい う。）	(施設) 第3条 (2) 春日部市心身障害者（児）福祉センター （身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号） <u>第27条第3項</u> に規定する <u>身体障害者更生援護 施設</u> 及び言語障害児等指導訓練を行うための 施設。以下「障害者福祉センター」という。）

附 則

この条例は、平成18年10月1日から施行する。